

6 月 定例会

6月10日～20日までの11日間の会期で開かれました。提出された議案は審議の結果、すべて原案のとおり可決しました。また、12人の議員が一般質問を行いました。

条例改正

暴力団の排除措置を強化

- ・町が発注する公共工事の下請業者も暴力団を排除対象とする
- ※暴力団員と密接な関係の場合、入札参加させないなどの措置
- ・暴力団の公共工事参加が判明した場合に排除する
- ・公共施設利用は承認しない

固定資産税課税の免除拡大

沖繩振興特別措置法が4月1日より改正され、課税免除要件が拡充されました。新たな支援措置として、対象となる減価償却資産の取得価格の下限条件が100万円を超える場合、課税免除ができるようになります。対象の償却資産は、取得後5年間について課税が免除されます。

産業振興課
88914430



○陸上競技場等を使用する場合

町外	児童・生徒	1人1回につき	50円 → <u>100円</u>	
		回数券11回分	500円 → 廃止	
	一般・学生	1人1回につき	100円 → <u>200円</u>	
		回数券11回分	1,000円 → 廃止	
	野外照明が点灯している場合は、1人につき使用料に加算する。			
	児童・生徒	30円 → <u>50円</u>		
一般・学生	50円 → <u>100円</u>			

○トレーニング室を使用する場合

町内	1人1回につき	100円 → <u>2時間 100円</u>
	回数券11回分	1,000円 → 変更なし
町外	1人1回につき	100円 → <u>2時間 300円</u>
	回数券11回分	1,000円 → 廃止

黄金森公園陸上競技場の使用料を改定

平成27年1月より町外は値上げ

町民の陸上競技場使用料は引き続き免除となります。